

携帯型緊急通報機器に登録する電話番号追加に関する運用について

【内容】

福祉電話設置の廃止（～令和4年3月31日）に伴い、声の訪問を利用（もしくは利用希望）しており、一定の条件を満たす場合は、携帯型緊急通報機器に登録可能な電話番号の件数を追加します。

そのため、対象者によって**ご提出いただく同意書が異なります**のでご注意ください。

【対象者の条件】

- ▷ 市内に住所を有し、居住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者であること。
- ▷ 「声の訪問」を利用（もしくは利用希望）していること。
※利用希望の場合は、別途「声の訪問」の申請が必要です。
- ▷ 電話機（携帯電話含）を所有していなく、市民税が非課税であること。

【同意書】

